



様式第10号(第27条第2項関係)

都市計画提案の判断に係る見解書

令和3年2月9日

阪急洛西口駅西地区まちづくり協議会
会長 建口吉男 様

向日市長 安田 守



令和2年12月11日に提案された都市計画提案に係る市の判断及び見解について、向日市まちづくり条例第24条第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

都市計画の種類	京都都市計画 地区計画(洛西口駅西地区)、準防火地域
位 置	向日市寺戸町石田、正田及び東御泥の各一部
面 積	約8.2ha
提 案 の 概 要	<p>本提案地区は、向日市がまちづくりの基本的な方向性を示す「第3次向日市都市計画マスタープラン」において、広域的な商業・業務施設や宿泊施設など、近隣都市や広域からの来訪者のニーズを充足する機能の集積を図る「交流都市拠点」に位置づけられている。</p> <p>この位置づけを踏まえ、道路・公園等の公共施設整備や営農環境の保全を図るとともに、鉄道駅に隣接する地域特性を活かした宿泊・健康・産業施設等の立地誘導を行い、新たな交流の場「らくさいゲートウェイ」を創出することを目標とした地区計画の決定及び準防火地域の変更を提案するものである。</p>
市 の 判 断	本提案について、下記の見解により、都市計画の決定が必要と判断する。
判 断 に 係 る 市 の 見 解	<p>本提案は、提案地域が抱える農業従事者の高齢化や後継者の不在など営農に関する深刻な課題及び地域の活性化に対応するため、農地集約による将来的な営農環境の保全と地域特性を活かした宿泊・健康・産業などの誘導を企図したものである。</p> <p>提案内容は、提案区域において農地集約により営農環境の保全を図るうるおいゾーン(B地区)、まちの活性化に資する宿泊・健康・産業などの機能を誘導する交流ゾーン(A地区)を定めるとともに、営農環境への配慮や良好な都市環境を形成するため、道路及び公園、さらには周辺環境との調和を図るために環境緑地などの地区施設が配置されており、周辺住民等の利益も考慮した土地利用計画となっている。</p> <p>また、本提案は、第3次向日市都市計画マスタープランに位置付けられた土地利用転換地区の土地利用方針に即しており、当地区にふさわしい将来的な営農環境の保全と地域特性を活かした新たな交流の場の創出を企図したものである。</p> <p>さらに、提案区域が鉄道駅に隣接していることに加え、当該区域のまちづくりが新たな交流の場の創出を目指していることから、準防火地域の変更を行うことにより、都市の安全性の向上に寄与するものとなっている。</p> <p>このことから、提案を踏まえた都市計画の決定が必要である。</p>

(備考) この見解書は、向日市まちづくり条例第24条第5項の規定により 令和3年2月9日に公表しました。